

IASB Update

2019年6月

IASB Update は、国際会計基準審議会（審議会）の予備的決定を示している。IFRS®基準、修正及び IFRIC®解釈指針に関する審議会の最終的な決定は、IFRS 財団及び IFRS 解釈指針委員会「デュール・プロセス・ハンドブック」に示されているとおり正式に書面投票が行われる。

審議会は 2019 年 6 月 17 日（月）から 19 日（水）までロンドンの IFRS 財団の事務所で会合した。

トピックは、議論した順に、以下のとおりであった。

- [基本財務諸表](#)
- [料金規制対象活動](#)
- [のれんと減損](#)
- [SME 基準の見直しとアップデート](#)
- [資本の特徴を有する金融商品](#)
- [共通支配下の企業結合](#)
- [適用に関する事項 — 有形固定資産：意図した使用の前の収入（IAS 第 16 号の修正）](#)

基本財務諸表（アジェンダ・ペーパー21）

審議会は 2019 年 6 月 17 日に会合し、次のことについて議論した。

- 財務業績の計算書における、為替差額並びにデリバティブに係る利得及び損失の分類
- 投資に係る費用の分類
- 経営者業績指標に係る法人所得税の影響
- 経営者業績指標とセグメントの純損益の指標との間の差異
- 本プロジェクトから生じる新基準又は修正基準の経過措置及び発効日

財務業績の計算書における、為替差額並びにデリバティブに係る利得及び損失の分類（アジェンダ・ペーパー21A）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- 企業は、純損益に含めた為替差額を、当該為替差額を生じさせた項目から生じた収益及び費用と財務業績の計算書の同じセクションに分類することを要求される旨を明確化する。14 名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- IAS 第 39 号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第 9 号「金融商品」に従ってヘッジ手段として指定された金融商品について、当該ヘッジ手段に関して純損益に含めた利得及び損失を、企業が次のように分類することを要求する。

関連情報

今後の IASB 会議：

2019 年 7 月 22–26 日

2019 年 9 月 23–27 日

2019 年 10 月 21–25 日

[IASB Update ニュースレターのアーカイブ](#)

[過去の IASB Update はこちら](#)

[要約のポッドキャスト](#)

過去の IASB ボード会議の要約のオーディオ（ポッドキャスト）は[こちら](#)

[プロジェクト作業計画](#)

プロジェクト作業計画は[こちら](#)

- i. 当該金融商品が企業の主要な事業活動に係るリスクを管理するために使用されている場合は、営業セクションに分類する。ただし、そうすることによって利得及び損失のグロスアップが必要となる場合を除く。
- ii. 当該金融商品が企業の財務活動に係るリスクを管理するために使用されている場合は、財務セクションに分類する。ただし、そうすることによって利得及び損失のグロスアップが必要となる場合を除く。
- iii. 他のすべての場合は、投資セクションに分類する（利得及び損失のグロスアップを伴う(i)及び(ii)に示した状況を含む。）。

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. 指定されていないデリバティブに関して純損益に含めた利得及び損失についても、(b)に示した分類を採用することを企業に要求する。ただし、そのような分類が過大なコスト又は労力を伴うこととなる場合は除く。そのような場合には、企業はデリバティブに係る利得及び損失を投資セクションに分類しなければならない。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- d. 指定されていない非デリバティブ金融商品に関して純損益に含めた利得及び損失を、企業は審議会の各セクションの定義に従って分類することが要求される旨を明確化する。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

投資から生じる費用（アジェンダ・ペーパー21B）

審議会は、企業の投資に係る増分費用を、財務業績の計算書の投資セクションに含めることを暫定的に決定した。増分費用とは、投資が行われていなかったならば企業に生じなかったであろう費用である。14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

経営者業績指標の調整に係る法人所得税の影響の決定（アジェンダ・ペーパー21C）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 経営者業績指標をIFRS基準で定義されている最も直接的に比較可能な合計又は小計に調整する項目の法人所得税の影響は、関係する課税法域における企業の当期税金の繰延税金の合理的な比例配分に基づくか、又はその状況においてより適切な配分を達成する他の方法によって、決定すべきである旨を定める。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- b. 経営者業績指標の調整に係る法人所得税の影響が、企業特有の状況においてどのように決定されたのかを開示することを企業に要求する。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

経営者業績指標とセグメントの純損益の指標との間の差異（アジェンダ・ペーパー21D）

審議会は、経営者業績指標が報告セグメントの純損益の指標の合計とどのように異なるのか及びその理由を開示することを企業に要求しないことを暫定的に決定した（この決定は、従前の審議会の決定を覆すものである）。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

経過措置及び発効日（アジェンダ・ペーパー21E）

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 会計方針の変更の遡及適用に関する一般的な要求事項（IAS第8号「会計方針、会計上の見積りの変更及び誤謬」に示されている）を、本プロジェクトによる新たな要求事項に対して次のように適用することを企業に要求する。
 - i. 通例でない項目及び経営者業績指標以外に関する要求事項。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- ii. 通例でない項目に関する要求事項。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
 - iii. 経営者業績指標に関する要求事項。14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。
- b. 本プロジェクトによる新基準又は修正基準の公表日から18か月乃至24か月の導入期間を設ける。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

今後のステップ

審議会は、今後の会議で、公開草案についての書面投票プロセスを開始する許可について議論する。

料金規制対象活動（アジェンダ・ペーパー9）

教育セッション（アジェンダ・ペーパー9F）

審議会は2019年6月17日に料金規制対象活動に関する教育セッションのために会合した。このセッションは、次の両者の間の主な相違点を要約した。

- a. 定義された料金規制の対象となる企業が財又はサービスを提供する際に生じる規制資産及び規制負債について開発中の会計モデル（モデル）についての提案
- b. 米国の財務会計基準審議会の「会計基準コード化体系」のTopic 980「料金規制対象事業」に含まれている要求事項

審議会は何も決定を求められなかった。

提案のパッケージ（アジェンダ・ペーパー9A-9E）

審議会は2019年6月18日に再度会合し、2019年5月のボード会議からのフィードバックに対応して、モデルの基礎となる諸原則の追加的な分析について議論した。

アジェンダ・ペーパー9Gは、審議会の現在までの暫定的決定の要約、及びそれらが今回の会議で議論されるスタッフ提案によってどのように影響を受けるのかを示した。

一般的な原則（範囲並びに規制資産及び規制負債の定義を含む）（アジェンダ・ペーパー9A-9B）

審議会は、企業がある期間に財又はサービスを提供するが、当該財又はサービスについての合計許容報酬の一部又は全部を別の期間における規制料金を通じて顧客に請求する場合に生じる、増分権利及び増分義務の精緻化した記述について議論した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. モデルの範囲を精緻化された記述を反映するように更新し、会計モデルは、次のような正式な規制の枠組みを通じて設定された、定義された料金規制に適用すべきである旨を確認する。
 - i. 企業と規制機関の両方に対して拘束力があり、かつ、
 - ii. 財又はサービスがすでに供給されていること又は金額がすでに顧客に請求されていることにより、将来の料金に金額を加算する権利、及び将来の料金から金額を減算する義務を生じさせる料金を設定するための基礎を設けている。
- b. 規制資産及び規制負債の定義を、精緻化した記述を反映するために、次のように更新する。
 - i. **規制資産** — すでに供給した財又はサービスに対する合計許容報酬が、顧客にすでに請求した金額を上回っていることにより、将来の期間において顧客に請求すべき料金にある金額を加算する現在の権利
 - ii. **規制負債** — すでに供給した財又はサービスに対する合計許容報酬が、顧客にすでに請求した金額よりも小さいことにより、将来の期間において顧客に請求すべき料金からある金額を減算する現在の義務

- c. 規制資産及び規制負債の認識の中止や、企業に課される罰金のうち顧客に請求する料金からの減額を通じて支払われるものについては、具体的な要求事項を開発しない。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、モデルは個々の時点差異から生じた増分権利及び増分義務を会計処理単位として使用することとなる旨を確認することも暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

測定（アジェンダ・ペーパー9C-9D）

審議会は、モデルの測定原則の更新後の分析について、企業が割引率をどのように選択するのかについての改訂後の提案とともに議論した。審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 企業は、モデルの提案するキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を、すべての規制資産及び規制負債を測定するために使用する。ただし、現金の支払時又は受取時に将来の料金に含めるか又は将来の料金から減算すべき費用又は収益に関連するもの（これらについては下記で別途検討）は除く。
- b. モデルの提案するキャッシュ・フローを基礎とした測定技法を適用する際に、企業は次のようにすべきである旨を明確化する。
 - i. 規制資産又は規制負債から生じるすべての将来キャッシュ・フロー（規制金利又は規制リターンに係るキャッシュ・フローを含む）の見積りを含める。
 - ii. その見積った将来キャッシュ・フローを現在価値に割り引く。企業が規制利率又は規制リターン率が十分であると評価する場合には、その率を割引率として使用すべきである。
- c. モデルに次のものを含めるべきではない。
 - i. 貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性の影響が重大かどうかを評価することを企業に要求する別個のステップ
 - ii. 時間及びリスクの影響が重大とはならない可能性が高い場合に割引の必要性を排除する実務上の便法

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、モデルは次のようにすべきであると暫定的に決定した。

- a. 規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及び規制資産又は規制負債から生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性について企業に補償又は請求するために十分かどうかの評価に、指標に基づくアプローチを適用する。
- b. 当該評価を行うにあたって考慮すべき指標についてのガイダンスを含める。

14名の審議会メンバーのうち12名がこれらの決定に賛成して、2名が反対した。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. 限定的な状況において、規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及び規制資産から生じるキャッシュ・フローに固有の不確実性について企業に補償するために不十分である場合には、企業は割引率として使用すべき「最小率」を決定すべきである。
- b. モデルは、「最小率」は、規制資産と時期及び不確実性が同じキャッシュ・フローの流列について受け取ると企業が見込む率であると定める。
- c. 限定的な状況において、規制利率又は規制リターン率が、貨幣の時間価値及びキャッシュ・フローに固有の不確実性についての超過報酬又は超過請求を提供する場合には、企業は次のようにすべきである。
 - i. 当該超過が、識別可能な取引又は他の事象（賞与の授与や罰金の賦課など）から生じる場合には、当該超過を直ちに規制収益又は規制費用として認識する。しかし、

- ii. 当該超過が、識別可能な取引又は他の事象から生じるものではない場合には、規制利率又は規制リターン率を割引率として使用する。

14名の審議会メンバー全員がこれらの決定に賛成した。

審議会は、キャッシュ・フローを基礎とした測定技法を、修正歴史的原価測定基礎の適用として記述することを暫定的に決定した。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

一部の規制資産及び規制負債については、現金の支払時又は受取時に、費用又は収益が将来の料金に含まれるか又は将来の料金から減算されることになるが、関連する負債及び資産は他のIFRS基準の要求事項を用いて認識され測定される。審議会は、企業はこれらの規制資産及び規制負債を次のことによって測定すべきであると暫定的に決定した。

- a. 企業が関連する負債又は関連する資産を測定する際に使用するのと同じ測定基礎を使用し、
- b. 規制資産又は規制負債の測定を、関連する負債又は関連する資産には存在していない不確実性を反映するために修正する。

14名の審議会メンバーのうち11名がこれらの決定に賛成し、3名が反対した。

表示及び開示（アジェンダ・ペーパー9E）

審議会は、規制収益及び規制費用の表示に関して並びに規制金利及び規制リターンから生じる規制収益及び規制費用についての開示の情報価値に関するの更新後の分析について議論した。審議会は暫定的に次のことを決定した。

- a. 企業はその他の包括利益（OCI）に表示した費用又は収益の項目に関連するすべての規制収益又は規制費用をOCIに表示し、それらを関連する費用又は収益のすぐ上又はすぐ下に表示すべきであると決定した。
- b. 企業は他のすべての規制収益又は規制費用を、収益のすぐ下の表示科目で純損益に表示すべきであることを確認した。

14名の審議会メンバーのうち8名がこれらの決定に賛成し、6名が反対した。

審議会はまた、企業は、規制資産又は規制負債について生じた規制金利又は規制リターンを、次のいずれかにおいて独立の見出しとして開示すべきであることも暫定的に決定した。

- a. 当期の規制収益又は規制費用の内訳
- b. 規制資産及び規制負債の帳簿価額の期首から期末への調整表

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

今後のステップ

審議会は、モデルについての議論を2019年第3四半期に完了する予定で、その時にスタッフは公開草案の文案作成を開始する許可を求める予定である。審議会は、協議文書の公表を2020年第1四半期に予想している。

のれんと減損（アジェンダ・ペーパー18）

審議会は2019年6月17日に会合し、本プロジェクトの公表予定のディスカッション・ペーパーに何を含めるべきかについての予備的見解を決定した。

企業結合についてのより適切な開示（アジェンダ・ペーパー18A）

審議会は、次のような提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。

- a. IFRS第3号「企業結合」の開示目的を改善する。その目的は、取得した事業の企業結合後の業績を財務諸表利用者が評価するのに役立つことである。

- b. 企業結合の目的が達成されつつあるかどうかを示唆することを意図した情報を開示することを企業に要求する。
- c. 企業に以下を開示することを要求する。
 - i. 期待されるシナジーの金額、又は金額の範囲
 - ii. 財務活動から生じた負債及び引き受けた年金債務
 - iii. 取得日後の、被取得企業の収益、取得関連取引前の営業損益及び統合コスト、並びに営業活動からのキャッシュ・フロー

14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

審議会は、最高経営意思決定者（IFRS第8号「事業セグメント」で定義）が、企業結合の目的が達成されつつある程度を評価するために使用する情報の開示を要求する提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

審議会は、IFRS第3号のB64項(q)(ii)を置き換えることを提案すべきではないという予備的見解に至った。同項は、当期中に行われたすべての企業結合の取得日が事業年度の期首であったかのようにして、結合後企業の当報告期間の収益及び純損益を開示することを要求している。

14名の審議会メンバーのうち9名がこの決定に賛成し、5名が反対した。

審議会は、ディスカッション・ペーパーに、IFRS第3号のB64項(q)(ii)を置き換えるという棄却された提案についての議論を含めることを決定した。当該提案は、報告期間の末日近くに行われたか又は季節性が非常に高い事業を伴う企業結合の1年全体での影響を利用者が理解するのに役立つための情報の提供に焦点を当てたものであった。

14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

のれんの償却の再導入（アジェンダ・ペーパー18B）

審議会は、のれんの事後の会計処理について、のれんの償却を再導入する提案を開発せず、現行の減損のみのモデルを維持すべきであるという予備的見解に至った。

しかし、14名の審議会メンバーのうち8名しかこの決定に賛成せず、6名が反対したことから、ディスカッション・ペーパーは両方のアプローチの主張を記述することとなる。

のれん算入前の資本合計という小計の表示（アジェンダ・ペーパー18C）

審議会は、企業は財政状態計算書において、のれん算入前の資本合計という小計を表示すべきであるという予備的見解に至った。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

強制的な年次の減損テストの免除（アジェンダ・ペーパー18D）

審議会は、次のような提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。

- a. 減損の兆候が存在しない場合にのれんについて年次の定量的な減損テストを実施するという要求を削除する。
- b. 同じ免除を、耐用年数を確定できない無形資産及び未だ使用可能ではない無形資産に適用する。

14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

使用価値 — 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フロー（アジェンダ・ペーパー18E）

IAS第36号「資産の減損」は、資産（又は資金生成単位）の使用価値の見積りから、将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じると見込まれるキャッシュ・フローを除外するという制限を含んでいる。審議会は、この制限を削除する提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。

14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。

審議会は、次の提案は開発すべきではないという予備的見解に至った。

- a. 将来のリストラクチャリング又は将来の拡張から生じるキャッシュ・フローを含めることについて、「生じる可能性のほうが高い (more likely than not) 」という閾値を設定する提案。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- b. 企業が未だコミットしていない将来のリストラクチャリング及び未だ行われていない資産の将来の拡張に関する定性的開示を要求する提案。14名の審議会メンバーのうち8名がこの決定に賛成し、6名が反対した。

使用価値 — 税引後のインプットの使用 (アジェンダ・ペーパー18F)

審議会は、次の提案を開発すべきであるという予備的見解に至った。

- a. 使用価値の計算に税引前のインプットと税引前の割引率を使用するという要求を削除する。
- b. キャッシュ・フローと割引率に関して内的に整合した仮定を使用すること、及び使用価値の見積りに使用した割引率を開示することを企業に要求する。

14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

予備的見解 (アジェンダ・ペーパー18G)

審議会は、ディスカッション・ペーパーに含めるべき予備的見解の全体的なパッケージ (上記に要約した諸決定によって設定されたもの) をレビューした。追加的な決定は何も行われなかった。

今後のステップ

審議会は、2019年7月の会議で、2019年末近辺に公表する予定のディスカッション・ペーパーについて書面投票プロセスを開始すべきかどうかを決定する。

IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー (アジェンダ・ペーパー30)

審議会は 2019 年 6 月 18 日に会合し、IFRS for SMEs 基準の 2019 年包括レビュー (2019 年レビュー) について議論した。特に、審議会は、2019 年レビューの一環として公表する情報要請が、IFRS for SMEs 基準を IFRS for SMEs 基準に組み込まれていない基準及び修正に合わせるべきかどうか及びどのように合わせるべきかに関して、意見を求めるべきかどうか議論した。

IFRS 第 13 号「公正価値測定」 (アジェンダ・ペーパー30B)

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第 13 号に合わせること及び特に下記の点について、情報要請において意見を求めることを決定した。

- a. IFRS for SMEs 基準における公正価値の定義を IFRS 第 13 号に合わせること。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. IFRS for SMEs 基準における公正価値測定に関するガイダンスを IFRS 第 13 号に合わせて、公正価値ヒエラルキーが IFRS 第 13 号の諸原則を織り込むとともに、ヒエラルキーの適用を例示する設例も含めるようにすること。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- c. 全般的な開示要求を、公正価値測定に関するガイダンスとともに、1つの場所に移すこと、及び償却原価に関するガイダンスを移すこと。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- d. IFRS for SMEs 基準における公正価値に関するガイダンスを第 2 章「概念及び全般的な原則」に移すこと。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

審議会は、公正価値測定が行われているヒエラルキーのレベルの開示を要求することについては情報要請において意見を求めないことを決定した。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。

IFRS 第9号「金融商品」(アジェンダ・ペーパー30C)

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第9号に合わせること及び特に下記の点について、情報要請において意見を求めることを決定した。

- a. 契約上のキャッシュ・フローに基づく金融資産の分類及び測定に関する原則を導入すること。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
 - b. 以下の点について IFRS for SMEs 基準の要求事項を修正しないこと
 - i. 資本金金融商品についての、その他の包括利益を通じて公正価値という選択肢の導入
 - ii. 金融商品の取引価格での当初認識
 - iii. 金融負債と自己の信用
 - iv. 認識の中止の原則
- 14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。

- c. IFRS for SMEs 基準を適用する企業のためのヘッジ会計に関する要求事項の必要性、及び、そうしたニーズの明確化を条件として、第12章「その他の金融商品に関する事項」におけるヘッジ会計に関する現在の要求事項を維持すること。14名の審議会メンバー全員がこの決定に賛成した。
- d. IFRS for SMEs 基準を、金融資産の減損に関しての IFRS 第9号における簡素化されたアプローチに合わせること。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- e. IFRS for SMEs 基準を適用する企業についての IAS 第39号「金融商品：認識及び測定」又は IFRS 第9号へのフォールバックの必要性、及び、フォールバックの必要性の明確化を条件として、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第9号と合わせる場合には IAS 第39号へのフォールバックを IFRS 第9号へのフォールバックに置き換えること。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

IFRS 第14号「規制繰延勘定」(アジェンダ・ペーパー30D)

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第14号「規制繰延勘定」に合わせないことについて、情報要請において意見を求めることを決定した。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成した。1名は欠席した。

IFRS 第16号「リース」(アジェンダ・ペーパー30E)

審議会は、IFRS for SMEs 基準を IFRS 第16号に合わせること及び特に下記の点について、情報要請において意見を求めることを決定した。

- a. IFRS 第16号の要求事項の簡素化、すなわち、
 - i. 12か月以内のリース(短期リース)及び少額資産のリースについての認識の免除の導入
 - ii. リース要素を関連する非リース要素から分離するという要求の免除
 - iii. 一部の変動リース料及びオプション支払(延長オプションに係るものなど)についての測定の要求事項の簡素化
- 14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- b. 追加的な簡素化、すなわち、

- i. 少額資産についての定量的な閾値の削除及びそのような資産の識別に役立つ例示のリストの導入、並びに審議会が少額資産のリースについての5,000米ドルの閾値を維持すべきかどうか。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- ii. 負債を算定する際に適用すべき割引率の識別について企業を支援するための追加的な救済措置の提供。14名の審議会メンバーのうち11名がこの決定に賛成し、3名が反対した。
- iii. リース期間の決定及び見直しについて企業を支援するための追加的な救済措置の提供。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。
- iv. リース負債の事後測定（見直し）についての要求事項の簡素化。14名の審議会メンバーのうち12名がこの決定に賛成し、2名が反対した。
- v. IFRS for SMEs 基準を適用した場合の現行のファイナンス・リースの開示の維持。14名の審議会メンバーのうち13名がこの決定に賛成し、1名が反対した。

今後のステップ

2019年7月に、審議会は、IFRS for SMEs 基準をIFRS for SMEs 基準に組み込まれていない基準及び修正に合わせるべきかどうか、また、どのように合わせるべきかについて議論する。

資本の特徴を有する金融商品（アジェンダ・ペーパー5）

審議会は2019年6月18日に会合し、ディスカッション・ペーパー「資本の特徴を有する金融商品」における金融商品の分類に関する提案に対するフィードバックの要約を聴取した。これには次の内容が含まれていた。

- a. 第2章 — 当審議会の選好するアプローチ
- b. 第3章 — 非デリバティブ金融商品の分類
- c. 第4章 — デリバティブ金融商品の分類
- d. 第5章 — 複合金融商品及び償還義務の取決め

審議会は何も決定を求められなかった。

今後のステップ

今後のボード会議で、審議会はディスカッション・ペーパーの残りのセクションに対するフィードバックの要約を受け取る。

共通支配下の企業結合（アジェンダ・ペーパー23）

審議会は2019年6月19日に会合し、共通支配下の企業結合に関するリサーチ・プロジェクトについて議論した。

非支配株主に影響を与えない取引（アジェンダ・ペーパー23A）

審議会は次のことについて議論した。

- 受入企業の非支配株主に影響を与えない取引は、そうした株主に影響を与える取引及び共通支配下ではない企業結合の両方と異なるのだろうか
- 異なるとした場合、審議会が、非支配株主に影響を与えない取引について、取得法に基づかないアプローチ（簿価引継アプローチの一形態など）を追求することができるかどうか

今後のステップ

審議会は、本プロジェクトの範囲に含まれる取引の会計処理方法についての議論を今後の会議で継続する。

適用に関する事項（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は 2019 年 6 月 19 日に会合し、適用に関する事項について議論した。

有形固定資産：意図した使用の前の収入（アジェンダ・ペーパー12）

審議会は、公開草案「有形固定資産：意図した使用の前の収入」についての議論を継続した。

IAS 第 16 号「有形固定資産」の修正案は、企業が有形固定資産（PPE）の項目の取得原価から、当該資産を経営者が意図した方法で稼働可能とするために必要な場所及び状態に置く間に生産された項目の売却による収入を減算することを禁止するものとなる。

審議会は次のことを暫定的に決定した。

- a. IAS 第 16 号を修正して、PPE の項目が使用可能となる前に生産された項目のコストを、IAS 第 2 号「棚卸資産」の第 9 項から第 33 項における測定の実施事項を適用して識別し測定することを企業に要求する。
- b. 企業の通常の活動の一部である項目の売却に関して、表示も開示も要求事項を開発しない。
- c. 企業の通常の活動の一部ではない（かつ、企業が IFRS 第 15 号及び IAS 第 2 号を適用しない）項目の売却については、企業が次のことを行うよう要求する。
 - i. 純損益に認識した売却収入と関連する製造原価を区分して開示する。
 - ii. 売却収入と製造原価を含んでいる純損益及びその他の包括利益計算書の表示科目を特定する。
- d. これらの修正案の結果として、IFRS 第 6 号「鉱物資源の探査及び評価」及び IFRIC 第 20 号「露天掘り鉱山の生産フェーズにおける剥土コスト」を修正しない。

14 名の審議会メンバーのうち 13 名がこれらの決定に賛成した。1 名は欠席した。

今後のステップ

審議会は、デュー・プロセスのステップについて今後の会議で議論する。

Note that the information published in this newsletter originates from various sources and is accurate to the best of our knowledge. However, the Board, the IFRS Foundation, the authors and the publishers do not accept responsibility for any loss caused by acting in reliance on the material in this publication, whether such loss is caused by negligence or otherwise.

本ニュースレターで公表される情報は、さまざまな情報源から作成しており、我々の知識の限りにおいて正確なものである。当審議会、IFRS 財団、執筆者及び発行者は、本出版物の内容を信頼して行為を行うことにより生じる損失については、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因により生じたものであれ責任を負わない。